

(案)

水道事業基盤強化方策検討会 開催要綱

平成27年9月7日

1. 趣旨

現在、高度経済成長期に整備された水道事業の管路や施設が更新時期を迎えており、水道管路の更新が十分になされていないため、老朽化が進行するとともに、耐震性の低い施設が残置されている状況にある。

このような背景のもと、今後老朽化施設の更新需要が増大していく中で、人口減少社会の突入に伴い給水収益が先細りになることが見込まれ、個々の水道事業の運営状況を踏まえた水道事業の持続性の確保が喫緊の課題である。

また、本年1月30日に地方分権改革に関する「平成26年地方からの提案に関する当面の方針」が閣議決定されており、水道事業に係る認可等の厚生労働大臣の権限に属する事務について、その移譲を希望する都道府県であって、水道事業基盤強化計画を策定した上で、監視体制を十分に整えるもの等に対し、当該事務・権限を移譲すべきことが示されている。

このため、地方分権改革における国から都道府県への認可権限移譲に当たっての要件等を検討することを当面の課題として、水道事業基盤強化に関する検討を行うため、水道事業基盤強化方策検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会の構成員

- (1) 構成員については、別紙のとおり構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (3) 座長は構成員の互選により定める。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- (4) 検討会では、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3. 検討事項

- (1) 水道事業に関する現状と課題
- (2) 水道事業等の認可権限移譲に必要な条件
(水道事業基盤強化計画、都道府県の体制など)
- (3) その他水道事業基盤強化の課題、方策など

4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局長が開催する。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認め、その全部又は一部を非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課において行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、別途定めるものとする。

(案)

(別紙)

水道事業基盤強化方策検討会 構成員

平成 27 年 9 月 7 日

浅見 真理 国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
有田 芳子 主婦連合会会长
石井 晴夫 東洋大学経営学部教授
浦上 拓也 近畿大学経営学部教授
鍬田 泰子 神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻准教授
阪口 博 豊中市上下水道事業管理者
佐藤 裕弥 浜銀総合研究所シニアフェロー
滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
友岡 史仁 日本大学法学部経営法学科教授
永井 雅師 全日本水道労働組合中央執行委員長
古川 黙 八戸圏域水道企業団副企業長
柳川 和政 佐賀東部水道企業団企業長
湯谷 仁康 北海道総合政策部政策局研究法人室長

(五十音順・敬称略)